**一般社団法人　日本市場創造研究会**

**『市場創造研究　梅澤伸嘉賞』審査規定**

(目的)

1. この規定は、『市場創造研究』に掲載された「査読付論文」および「査読付研究ノート」から「市場創造研究　梅澤伸嘉賞」（以下、「梅澤賞」）を選出するための手続きと審査基準等について定めるものである。

（対象論文）

1. 本審査の対象となる論文は対象巻に掲載されている「査読付論文」および「査読付研究ノート」（以下、「論文等」）に限る。

（審査員）

1. （１）審査員は編集委員および（社）日本市場創造研究会の会長・副会長・代表理事・事務局長・  
   　　　事務局長補佐が務めることとする。

（２）（１）の審査員を授賞論文選定委員（以下、選定委員）と定め、この中から委員長を1名任命  
する。

(一次審査の方法)

1. 一次審査は選定委員が各1票を持つ投票で行なうものとする。
2. 選定委員は６．に掲げる「審査・判定基準」を参考にして、２．にある対象論文を評価し、「梅澤賞」に  
   最もふさわしいと認めるものに1票を投じる。

（審査・判定基準）

1. （１）「成功商品開発」もしくは「市場創造」に役立つ内容であるか。

（２）ビジネス上の有用性・発展性があるか否か。

（３）アカデミックな貢献があるか否か。

（４）新規性・独創性があるか否か。

(授賞論文の決定)

1. 「梅澤賞」は一次審査結果をもとに選定委員にて協議し、最もふさわしいと認められた「論文等」1本に与えるものとする。
2. ７．において意見がわかれた場合には、選定委員長が最終決定を下すものとする。

附則

1. この規定は、2015年12月1日から施行する。
2. 2016年8月10日　一部改訂

以上

※本規定の承認は2015年12月9日付（2015年12月2日にメールでご連絡したもの。）